

企業法

講 評 (第1問・第2問)

今回も、第1問の問題1・問題2、第2問の問題1など、論GRE答練で取り扱っている論点が出題されていた。

今回は、形式面で変化があり、また、第2問の問題2が金融商品取引法から出題されるなど、昨年に引き続き、本試験の出題傾向の変化は続いている。

形式面では、第1問で請求の名称・条文の番号を答えさせる問題が6問あり、また、問題1が16行、問題2が7行で合計27行となり、また、第2問は、条文の番号を答えさせる問題が3問、全体の行数は32行だった。このように、1問あたり30行という従来の形式からは異なる形をとっている。これは、主として、請求の名称や条文の番号、及び昨年から引き続き出題された第2問の問題1(2)の条文の趣旨を答えさせる問題に対する対応であると考えられる。請求の名称や条文の番号、条文の趣旨を答えさせる問題は、今後も続いていくと考えられるが、条文の趣旨に関しては、今回の問題に関して、準備して解答できた受験生はおそらくいなかったのではないかと考えられる。

また、金融商品取引法は、条文さえ答えられれば得点が取れる問題であるが、とはいえ、短答式試験のときの学習を現場で想起しながら戦うしかなく、受験生にとっては厳しい出題であった。

最後に、いつも述べていることではあるが、合格に必要な基礎力を身に付けるためには、講義における問題集の問題の検討、答練・模試など、それぞれの場面で必要な理解を積み上げ、かつ最低限必要な論証を押さえていくことが重要である。会社法改正後の学説の状況をも意識し、最高裁判所の判例の理解も十分に踏まえたLECの講義・問題集・答練等を利用して、合格のために必要な学習を確実に積み上げていっていただきたい。

第1問 答案用紙

(企業法)

問題1	1 Dは、「Bが特別の利害関係を有する取締役（369条2項）に該当し議決に参加できないにもかかわらず参加して行われた本件決議は、過半数の賛成がないため無効である」と主張すると考えられる。
2	まず、最高裁判所の判例の趣旨によれば、「特別の利害関係」（369条2項）とは、特定の取締役が当該決議について会社に対する忠実義務（355条）を誠実に履行することが定型的に困難と認められる個人的な利害関係をいう。 本件で、Bは特別支配株主として自己に株式を売り渡すよう請求する当事者（売渡請求者）であるが、本件決議は、売渡株主等の利益を保護するための会社の承認手続に関わるものであり、B個人の利害と会社の利害が直接対立し、Bが当該決議について会社に対する忠実義務（355条）を誠実に履行することが定型的に困難と認められる個人的な利害関係があるといえる。 以上から、Bは、本件決議に参加することができない。
3	にもかかわらず、Bが参加した本件決議の効力はどのように解すべきか。 本件決議において、特別の利害関係人であるB（定足数・議決権から除外されるべき者）を除外すると、出席できる取締役はE及びFの2名となる。本件決議ではEが賛成しFが反対したため、賛否が1対1の同数となり、過半数の同意を得られていない（369条1項）から、本件決議は無効である。

問題2	(1) 特別支配株主の株式等売渡請求	(2) 会社法 179条1項
-----	--------------------	----------------

問題3(1)	売渡株式等の取得をやめることの請求	会社法 179条の7第1項
(2)	1 売渡株式等の取得をやめることの請求は、①株式売渡請求が法令に違反する場合に、②売渡株主が不利益を受けるおそれがあるときに認められる(179条の7第1項各号)。	
2	したがって、売渡株主であるDは、①本件決議は、特別の利害関係を有する取締役であるBが参加した無効の決議であるから、甲会社の承認決議(179条の3第1項・3項)を欠くという法令違反(179条の7第1項1号)があり、②甲会社の株主であるDは、売渡請求者が定めた対価により、「取得日に」売渡株式を一方的に取得され、Dは甲会社の株主たる地位を失うという不利益を受けるおそれがある(179条の7第1項柱書)という主張をすべきである。	

問題4	(1) 売渡株式等の取得の無効の訴え	(2) 会社法 846条の2第1項
-----	--------------------	-------------------

第2問 答案用紙

(企業法)

問題1	(1)	A：Aは分配可能額がないにもかかわらず、それが存在するように計算書類を粉飾し、剰余金の配当をしており、これは461条1項8号に違反する。ここで、Aは、違法な剰余金の配当議案を株主総会に提案して決議・実行させており、総会議案提案取締役として、交付された金銭（30億円）に相当する金銭を乙会社に対して支払う責任を負う（462条1項6号イ、会社則116条15号、計算則160条1号）。Aは粉飾を自ら行った当事者であるため、無過失の証明（462条2項）はできないであろう。さらにAは乙会社に損害が生じていれば、無過失を証明しない限り（428条1項反対解釈）、任務懈怠責任を負う（423条1項）。 B：Bは本件取締役会において配当議案に懸念を抱いていたが、議事録に異議をとどめていない。よって、異議を留めなかった取締役として、取締役会の決議に賛成したものと推定される（369条5項）ため、Bも配当に関する決議に賛成した取締役として、Aと連帯して交付総額（30億円）の金銭支払責任を負う（同法462条1項6号イ、会社則116条15号、計算則160条3号）。そして、Bは本件議案に疑念を抱きながら調査していないので、調査義務を尽くしておらず無過失の証明（462条2項）はできないであろう。また、乙会社に損害が生じていれば、無過失を証明しない限り（428条1項反対解釈）任務懈怠責任を負う（423条1項）。 C：Cは乙会社の監査役として、計算書類等の監査義務を負うから（381条1項、436条2項1号、会社則116条3号、計算則127条）、分配可能額が存在しない粉飾を見逃して適切に監査を行わなかったことは、上記の義務に違反し、任務懈怠に該当する。 したがって、これにより乙会社に生じた損害について損害賠償責任（423条1項）を負う。
-----	-----	--

(2)	①	会社法 371条2項・3項
	②	昭和56年の商法改正前は、総会屋等による取締役会議事録閲覧謄写請求の濫用をおそれ、取締役会議事録が形骸化していた。そこで同年の改正により、全ての株式会社において、取締役会議事録の閲覧謄写請求に裁判所の許可を要求することとし、取締役会議事録の充実を図った。 そして、その後の会社法の制定で、機関設計に応じた規律の柔軟化・最適化が図られ、機密漏洩の危険性が高い監査役設置会社等に限ってこの要件を残したのである。

問題2	(1)	①金融商品取引法 21条の2第1項
		②金融商品取引法 24条の4、22条1項
(2)		監査法人Qは、本件有価証券報告書の連結財務諸表について適正と認める公認会計士・監査法人等の証明（監査証明）を行った者として、本件虚偽記載を信頼して流通市場で乙会社株式を取得したEに対し、生じた損害を賠償する責任を負う（金融商品取引法24条の4、22条1項、21条1項3号）。そして、監査基準に従い適切な監査手続を実施していたにもかかわらず、巧妙な粉飾等により発見できなかったこと（無過失）を自ら立証したときに免責される（同法24条の4、22条2項、21条2項2号）。

第1問 解説

第1問の全体のテーマは、問題2(1)の解答ともなっている特別支配株主の株式等売渡請求であるが、その手続の流れの中で、問題1では、Bが特別利害関係取締役であるにも関わらず取締役会に参加して行われた決議の効力について問われている。

この論点については、2026年論GRE答練第2回第1問の間3で、「取締役会における特別利害関係人の議決権行使について説明しなさい。」という形で出題した。この出題では、論点という形で展開することは求められていないが、これをベースに解答例のような形に規範を組み上げることが、可能であり、本問ではその形をとることが望ましい。とはいえ、条文及び趣旨を挙げてあてはめをすればそれでも十分評価される。

また、特別利害関係取締役が参加して行われた決議の効力であるが、これは、解答例にあるように本件決議において、特別の利害関係人であるB（定足数・議決権から除外されるべき者）を除外すると、過半数の同意を得られていない（369条1項）から、本件決議の無効である。この場合、例外を考慮する余地はないので、一般的な取締役会決議の瑕疵の論点のような例外を考慮した論証をここで持ってくる必要はない。端的に無効と結論付ければよい。

なお、解答例では、結論を前に出す形をとっているが、結論を最後に置く形でももちろん構わない。

問題2は、本件請求が、「特別支配株主の株式等売渡請求」であり、これを条文とともに端的に答えさせる問題だった。

そして、それに続く問題3は、問題文から、特別支配株主の株式等売渡請求の「取得日」が令和8年7月7日であるのに対し、令和8年6月13日時点で、Dの立場で考えられる会社法上の主張の根拠規定をきいているので、これは、差止めであることは容易に判断できたであろう。あとは、「法令に違反する場合」（179条の7第1項1号）等の要件をあてはめて解答を作っておけば十分である。差止めに関しては、論GRE答練第10回第1問の間1で出題したが、このテーマ自体は、論文本試験の素材となることが、ある程度予測されていたものだった。

問題4は、特別支配株主の株式等売渡請求が無効であった場合の「訴え」は何かを端的に問うものであったが、これは第2問の問題2と同様、短答知識を想起して、「売渡株式の取得の無効の訴え」を六法で探して答えるというものであった。

問題4に関しては、答練では出題していなかったが、何とか探せた受験生が比較的多かったのではないかと考えられる。

本問は、手続の流れを重視した問題であり、このような出題には今後も意識して取り組んでおく必要がある。

第2問 解説

第2問の問題1は、財源規制がテーマである。論GRE答練では、第4回第2問で、自己の株式の取得に絡んで財源規制の問題を取り上げていた。429条1項が令和6年第2問で出題されており、通常の違法配当の出題だと素材となる429条2項が出しにくいと考えられ、そこで、この分野の出題としては、自己の株式の取得に絡んだ財源規制の問題を予想していたが、今回は、違法配当の462条を中心に出题された。

違法配当に関しては、平成23年第2問（問題集第61問）以来の出題で、そのときと同様、今回も正面から出題されているので、過去問をきちんと検討していた方は、まずまずの答えは書けたのではないかとと思われる。当然ではあるが、過去問の検討は重要である。

まず、問題1(1)のA、Bの責任に関して、461条1項8号違反、462条1項6号イの責任を指摘することが合格答案の最低限の要請である。また、Bの責任のところでは、369条5項の指摘も必須である。

そして、解答例では、A、Bの責任で462条2項を検討している。また、423条1項についても検討している。さらに、それぞれの責任について、会社法施行規則・計算規則の条文を挙げている。これらは、それぞれ指摘できるほどに点数が積みあがっていくが、最後の条文のところについては、なかなか正確に挙げられた方は少なかったと思われる。

Cについては、381条1項を指摘し、423条1項の責任について、簡潔にまとめればよい。

問題1(2)の条文の趣旨については、会社の営業秘密や内部情報が不当に表に出てしまうのを防ぐというのが中心であるが、監査役設置会社等では、株主に代わって取締役の職務執行を厳格に監査する機関（監査役など）が既に存在するという点を指摘したり、規模の大きい株式会社では、企業の秘密情報（事業戦略や未公表情報など）が多く含まれるため、株主による濫用的な請求（ライバル企業への情報漏洩や嫌がらせ等）から会社利益を守る必要性が大きくなるなどの点を挙げることもできる。いずれにせよ、なかなか答えをまとめるのが難しかったと思われる。

問題2は、金融商品取引法の問題である。論GRE答練でも今年に出題したが（別論点）、本番で出題される範囲に入っているとは言え、この分野の出題には驚きは禁じ得ない。

出題内容自体は、論点というわけではなく、条文さえ指摘できればそれで合格点がつく、という問題である。

(1)②では、虚偽記載で、役員等の責任ということで、金融商品取引法（以下、略）22条の方にいきなり飛びついてしまうと失敗する。22条は、有価証券届出書に関する条文で、本問は有価証券報告書に関する虚偽記載が問題となっているので、24条の4が22条の規定を準用するという形で条文を使っていく必要がある。

なお、21条の2第1項は、虚偽記載等のある書類の提出者の賠償責任の条文で、これには、有価証券届出書も有価証券報告書もともに含まれる。

金融商品取引法に関しては、論文で出題されるとしても、今回のように条文さえ見つければ答案が書けるという問題しか出題されないであろう。ただ、論文用に特段の対策をするというのは困難で、短答式の学習のときに条文をこまめに引いておくというのが、一番の対策となるのではないだろうか。